

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人安全技術応用研究会（以下「当会」という。）と称し、英文は Society of Safety Technology and Application（略称 SOSTAP）とする。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当会は、安全技術の研究・開発及び普及を通じて機械や設備への安全技術の導入を行い、人の安全確保と生産性の向上に貢献するとともに、産業界の一層の繁栄を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的に資するため次の事業を行う。

- 一 安全技術及び応用技術の研究・開発並びに普及、規格の提案
- 二 安全確認型の論理に基づいた安全方策の研究・開発及び普及
- 三 会員相互の情報交換
- 四 国内外の関連官庁及び関連団体との連携
- 五 安全技術及び応用技術に関する普及団体に対する支援
- 六 その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会 員

(当会の構成員)

第5条 当会は、当会の目的に賛同し入会した個人又は団体を会員（以下「会員」という。）とし、会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。以下一般法人法上の社員を「会員」と称する。

2 当会に入会し会員となるには、理事会において別に定める当会所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3 当会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(会費の負担)

第6条 会員は、当会の事業活動にともなう費用に充てるため、毎年1月に次の年会費を支払う義務を負う。なお、当会事業年度の7月以降に入会した会員の入会年度の年会費は半額とする。

- 一 団体会員（法人、権利能力なき社団及びそれに準ずる団体を含む） 年会費 金10万円
- 二 個人会員 年会費 金1万円

2 相互に会員になる場合など、理事会が特に認めたときは年会費を免除することができる。

3 年会費は事由のいかんにかかわらず返還しない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める当会所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 当会は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会（一般法人法上の社員総会を「会員総会」と称する。以下同じ）の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員総会の1週間前までに当該会員に除名する旨及びその理由を通知し、かつ会員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- 一 定款その他当会において定める規則に違反したとき。
- 二 当会の名誉を傷つけ、又は当会の目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第6条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- 二 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第10条 会員総会は、全ての会員をもって構成する。

(権限)

第11条 会員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等を支払う場合の基準
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の分配
- 七 その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第12条 会員総会は、定時会員総会として、毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し会員総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求できる。

3 前項の請求をした会員は、前項の請求をした日から6週間以内の日を会員総会の日とする会員総会の通知が発せられない場合、会員総会を招集することができる。

4 会員総会を招集するときは、会議の日時及び、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 会員総会の議長は、会長がこれに当る。

(議決権)

第15条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議及び代理)

第16条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他一般社団法人法で定められた事項

3 会員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、出席できない会員は委任状を当会に提出するものとする。

なお、会長が認めた場合は、議決権の行使は書面、電磁的方法によることができる。

(議事録)

第17条 会員総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

3 会員総会の議事録は、会員総会の日から10年間当会事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員の設定)

第18条 当会に次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上5名以内
- 二 監事 1名

2 理事の過半数は、当会の会員とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事会の決議によって理事のうちから選定する。

3 代表理事のうち1名を会長として選定する。また、理事のうちから副会長及び専務理事を選定することができる。

4 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選で決める。

(理事の職務)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当会を代表し、当会の業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも全ての会の活動に出席することができるものとする。また、監事はいつでも

理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、3か月ごとに理事会に当会の財産状況を報告しなければならない。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第18条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(顧問)

第25条 当会は、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事長が委嘱し理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。

3 顧問の処遇は理事会で決める。

第6章 理事会

(構成)

第26条 当会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 当会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び専務理事の選定並びに解職

2 理事会は、3か月に1回以上開催しなければならない。

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長又は各理事が理事会を招集する。

3 理事は、必要と認めるときは随時会長に理事会の目的たる事項を示して理事会の招集を請求することができる。この場合、招集請求をした理事は、招集を請求した日から5日以内に、当該請求日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、理事会を招集することができる。

4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは副会長がこれにあたる。また、前項により理事会が招集されたときは理事の互選で他の理事がこれにあたるものとする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 月例会及び委員会

(月例会)

第31条 当会は会員相互の情報交換等を行うため月例会を行う。

2 月例会は毎月1回開催し、会員は月例会に参加することができる。会員でない者は、会長の承認を得て月例会に参加できる。

(企画運営委員会)

第31条の2 当会は、月例会を行うため企画運営委員会を設置する。

2 月例会の企画、運営に関する事項は企画運営委員会が決定する。

3 企画運営委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

4 企画運営委員会の委員の委嘱期間は1年とし、再委嘱を妨げない。

5 企画運営委員会は、毎事業年度ごとに当該事業年度における活動報告、翌事業年度における活動計画を理事会に提出しなければならない。

6 企画運営委員会の運営に関する基本的事項は理事会の承認を得て会長が決定する。委員会の運営に関する細目は当該委員会において定める。但し、理事会の承認を得るものとする。

(委員会の設置等)

第32条 会長は、理事会の承認を得て、当会の目的たる事業を行うため当会に委員会（第31条の2の企画運営委員会を除く。）を置くことができる。

2 第1項により設置された委員会については、前条第3項から第6項までの規定を準用する。

第8章 研究成果・知的所有権・秘密保持

(成果物の公表等)

第33条 会員は、当会における研究成果に関して、対価の有無にかかわらず開示・公開・公表等をしようとするときは、その内容、時期、方法等について理事会の承認を得なければならない。

(知的所有権)

第34条 当会に関わる知的所有権等の取扱いに関しては理事会において定める。

(秘密保持)

第35条 会員は、当会の活動に関する全ての情報について他に漏えいしてはならない。ただし、公知情報又は理事会の事前の承認を得た場合はこの限りでない。

(非会員)

第36条 会員でない者が当会の部会又は委員会等に参加する場合、当該部会又は委員会の長は当該非会員から第33条及び前条に関して書面による承諾を得なければならない。

第9章 事務局

(設置等)

第37条 当会の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。なお、事務局業務は外部の団体等に委託することができるものとする。
- 3 事務局長及び職員は会長が任免する。但し、事務局長については、理事会の承認を得なければならない。
- 4 事務局長の委嘱期間は1年とし、再委嘱を妨げない。
- 5 事務局長の職務並びに事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第10章 基金

(基金の抛却等)

第38条 当会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 抛却された基金は、当会が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還手続については、基金の返還を行う場所、方法その他必要な事項を清算人において別に定める。

(基金の提供)

第39条 当会は、第4条第五号の支援事業として、会員総会において承認を得た提供先に対しその承認を得た範囲で基金を提供できるものとする。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 当会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

- 2 事業計画書及び収支予算書は、当会事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成して監事の監査を受けた上で理事会の承認を得て定時会員総会に提出し第一号の書類についてはその内容を報告し、第二、三号の書類については総会で承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書(正味財産増減計算書)

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を当会事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を当会事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第43条 当会は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。この場合の決議は第16条第2項の定めによる。

(解散)

第45条 当会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。この場合の決議は第16条第2項の定めによる。

2 当会の清算に関して必要な事項は、前項の決議の際に定める。

(残余財産の帰属)

第46条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、安全技術の進歩発展・普及促進を図る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 当会の公告は、当会事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

第48条 この定款に定めるもののほか、当会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則

第1条 当会の最初の事業年度は、当会（法人）成立の日から令和6年12月31日までとする。

第2条 当会の設立時の役員は、次のとおりとする。（省略）

第3条 当会の設立時の社員は、次のとおりとする。（省略）

第4条 設立後1か月以内に別段の申出が無い限り、安全技術応用研究会の令和6年度の会員であった法人または個人（以下「旧会員」という。）については、定款第6条第2項の規定にかかわらず、特別の手続きをすることなく、新社団法人の会員とする。

第5条 前項の規定により新社団法人の会員となった場合については、定款第6条第1項の規定にかかわらず、令和6年度の会費については納付することを要しない。但し、安全技術応用研究会の令和6年度の会費を納付済みの会員に限るものとする。

令和6年6月6日